

厚生労働省 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「改正児童館ガイドライン（仮称）」の理解を促すための調査研究 成果

－「児童館ガイドライン」（平成 30 年 10 月）を理解するための確認ツールの開発－

「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツール

～児童館の運営改善と活動内容の活性化のために～

平成 31 年 3 月

MIZUHO

みずほ情報総研株式会社

目 次

はじめに.....	1
第 1 部 「児童館ガイドライン」を知る.....	2
1. 「児童館ガイドライン」のポイント	2
2. 「児童館ガイドライン」の構造的理解.....	5
第 2 部 児童館の活動を振り返る	7
1. 確認ツールの構成と使い方	7
2. 確認ツール.....	8
(1) 理念・目的・施設特性（ガイドライン第 1 章に対応）	8
(2) 子どもの発達理解（ガイドライン第 2 章に対応）	10
(3) 施設運営（ガイドライン第 5 章、第 6 章、第 7 章に対応）	11
(4) 児童館の実践（ガイドライン第 3 章、第 4 章、第 8 章に対応）	21
おわりに.....	31
参考 「児童館ガイドライン」（平成 30 年 10 月 1 日子発 1001 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知 別紙） ..	32

はじめに

- この確認ツールは、2018(平成 30)年 10 月に発出された「児童館ガイドライン」の内容をわかりやすくお伝えするとともに、「児童館ガイドライン」の全体像を理解して、その内容を踏まえた運営や活動を実践しているかを確認したり、そこからの気づきを運営改善と活動内容の方向性を検討する際の参考として活用いただくためのものです。
- 主な利用者は、直接児童館の運営に携わる方々と現場で働く児童厚生員を想定して作成しています。活用方法は、会議資料や職員研修の資料としたり、今後の児童館運営のあり方の検討や活動内容の振り返りで用いる、改善のためのアイデアを検討する際に参照するなど、それぞれの児童館で自由に使うことができます。あわせて、利用者(子どもや保護者等)の意見を聞くことなどを通じて、利用者の視点が反映されることが期待されます。
- 児童館は地域により立地条件や取り組める内容が異なること、活動内容も千差万別であること等から、確認ツールで示されているすべての項目を網羅して○×を付けるなどの方法による評価を目的としているものではないことをあらかじめご理解ください。
- 最後に、確認ツールは、部分的に抜粋して活用する場合であっても、「児童館ガイドライン」の全体像や基本的な理念等を意識して活用していただけるよう、原則として全体を通して活用されることを想定して作成しています。特に、「第 1 部 『児童館ガイドライン』を知る」は、いずれの部分を利用する場合にも、意識しながら活用してください。

第 1 部 「児童館ガイドライン」を知る

1. 「児童館ガイドライン」のポイント

- 昨今の子どもをめぐる福祉的な課題への対応や、子育て支援に対する児童館の持つ機能等への期待を踏まえ、地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館の更なる機能拡充を目指し、「児童館ガイドライン」が 2018(平成 30)年 10 月に改正されました。
- ここではまず、「児童館ガイドライン」について知り、その内容を読み解いていきます。「児童館ガイドライン」のポイントは、以下のとおりです。巻末の「児童館ガイドライン」本文も読みながら、児童館の運営と活動に係る基本的事項と望ましい方向性を理解したうえで、「第 2 部 児童館の活動を振り返る」を活用してください。
- 今回開発した確認ツールは、大型児童館の章は対象外としています。このため、第 9 章に関する部分は、次項以降では、触れていません。なお、この確認ツールには、「第 1 章 総則」をはじめとして、大型児童館にも共通することが多く含まれていますので、大型児童館においても活用されることを期待します。

図表 1 「児童館ガイドライン」のポイント

<p>1.「第 1 章 総則」について</p> <p><1 理念></p> <p>第 1 章「総則」ではまず、児童館の理念として、2016(平成 28)年の児童福祉法改正および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、年齢や発達に応じて子どもの意見を尊重すること、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならないこと等を示しています。</p> <p><2 目的></p> <p>1 で示された理念にのっとり、これまで児童館で行われてきた活動の蓄積と今日の子どもと子どもを取り巻く社会の状況も踏まえ、児童館の目的を示しています。「18 歳未満のすべての子どもを対象」とすること、児童館が取り組む内容を「地域における子どもの遊び及び生活の援助と子育て支援」とし、それを通して「子どもの心身を育成し情操をゆたかにすること」を目的としています。</p> <p><3 施設特性></p> <p>児童福祉施設としての児童館の基本特性および施設特性について、子どもにとっての必要性や可能性という視点から整理されています。まず施設の基本特性として、「児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である」ことを示しています。</p> <p>そして、その役割を果たすための事項として、「子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる」ことを冒頭で示しています。「自らの意思」とは、子どもの能動的・主体的な権利行使を表現したものとと言えます。また、「ひとりでも」とは、「自分だけ・独りぼっち」という状態や心理にあるとき、または子ども自身が何らかの助けを必要とする場合にも利用することができるという意味であり、児童館が地域の中にある子どもに開かれた児童福祉施設であることを示しています。</p>
--

以上の基本特性を示した上で、児童館の施設特性を①拠点性（児童館は、地域における子どものための拠点（館）であり、児童厚生員がいることによって拠点となっていくこと）、②多機能性（子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができること）、③地域性（児童館では、子どもが地域の人々に見守られ自ら成長していけること、地域全体へ活動を広げていけること）の 3 点に整理しています。これら 3 つの施設特性は、児童館活動の内容や領域を示しているものでもありません。

<4 社会的責任>

子どもの権利擁護、人格の尊重、プライバシーの保護や秘密保持など、児童福祉施設としての児童館が果たすべき社会的責任について示しています。これは、利用者である子どもを守るための視点だとも言えます。

以上1～4が総則に示されている内容ですが、これは以下すべての章に貫かれるものとなっています。

2.「第 2 章 子ども理解」について

新設された第 2 章「子ども理解」では、子どもの理解を深めるため、児童館の対象となる 0 歳～18 歳未満の子どもについて、乳幼児期、児童期、思春期に分け、子どもの発達面の特徴を示しています。児童館においては、「子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めること」を求めています。

3.「第 3 章～第 8 章」について

<第 3 章 児童館の機能・役割>

第 3 章では、児童館の理念と目的に基づく役割・機能を 5 項目に区分して示しています。この章は、第 4 章の活動内容と合わせて理解することが求められます。

<第 4 章 児童館の活動内容>

第 4 章では、第 3 章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を 8 項目に分けて示しています。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、子どもや地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれます。

なお、「4 配慮を必要とする子どもへの対応」では、児童館の職員に対し、配慮を必要とする子どもへの対応として、いじめや保護者の不適切な養育が疑われる場合等への適切な対応を求めることなどが追加されています。

また、「5 子育て支援の実施」では、「切れ目のない地域の子育て支援の拠点」として児童館をとらえ、位置づけています。妊産婦の利用や乳幼児支援、地域の子育て支援の包括的な相談窓口としての役割等子育て支援の内容を加筆し、「乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組」については項目化されました。

<第 5 章 児童館の職員>

第 5 章では、すべての児童館職員に関わる児童館活動及び運営に関する主な業務と館長、児童厚生員のそれぞれの職務について示すとともに、児童館の社会的責任に基づく職場倫理のあり方と運営内容向上のための研修等について記述しています。児童館職員は児童福祉施設としての特性を理解して、職務に取り組むことが求められます。

<第 6 章 児童館の運営>

第 6 章では、「児童館の設置運営について」（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知）等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述しています。児童館の運営主体は、ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められます。

<第 7 章 子どもの安全対策・衛生管理>

第 7 章では、児童館における事故やケガの防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述しています。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれています。

<第 8 章 家庭・学校・地域との連携>

第 8 章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関等と連携する際の留意事項を記述しています。児童館は、地域の子どもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、子どもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められます。

4.「第 9 章 大型児童館の機能・役割」について

第 9 章に、「大型児童館の機能・役割」が新設されました。2011（平成 23）年に発出された「児童館ガイドライン」（現在は廃止）は、小型児童館・児童センターを主な対象としたものでしたが、今回改正した「児童館ガイドライン」では大型児童館も含むすべての児童館を対象としています。この章では、広域にわたる児童福祉理念の啓発拠点であることなど、大型児童館固有の役割を示しています。また、大型児童館が遊びのプログラムの開発・普及を担うことなど、大型児童館に求められる共通機能を明確化しています。

2. 「児童館ガイドライン」の構造的理解

- 「1.『児童館ガイドライン』のポイント」で示したとおり、「児童館ガイドライン」は、大型児童館に関する章を除き、全 8 章で構成されています。「児童館ガイドライン」の理解を深めて確認ツールを適切に利用いただくという観点から、これら全 8 章について、構造化しました。構造化したイメージ図は、図表 2 のとおりです。
 - ① 児童館の理念や目的、施設特性等が掲げられている「第 1 章 総則」は、第 2 章以降全ての内容について考え、理解を深めていくに当たり、常に意識し、心掛けておくべき視点です。したがって、第 2 章以降の確認ツールを活用する際にも、ここに示されている視点や考え方を意識していくことが必要です。
 - ② 児童館運営の基礎知識となる子どもの発達に関する「第 2 章 子ども理解」は、児童館の機能や役割、運営、活動内容等を検討し、実践していく際に、理解しておくべき知識です。また、児童館運営の基礎知識として身につけるだけでなく、児童館の施設運営や活動の実践のなかでの新しい気づきを加えて、よりよい児童館運営が実現できるよう、自治体や児童館職員の間で共有していくことが求められます。
 - ③ 職員や運営と安全管理等の人的・物理的な環境整備に関する事柄が示されているのが、「第 5 章 児童館の職員」、「第 6 章 児童館の運営」、「第 7 章 子どもの安全対策・衛生管理」であり、児童館の「施設運営」に関する部分です。「第 1 章 総則」で示されている理念や目的、施設特性と、「第 2 章 子ども理解」並びに児童館での実践を踏まえて、検討していくことが求められます。
 - ④ 児童館の「実践」は、児童館の機能と活動である「第 3 章 児童館の機能・役割」及び「第 4 章 児童館の活動内容」と、地域づくりや子育て家庭の支援等のための活動である「第 8 章 家庭・学校・地域との連携」で構成されます。また先に述べた子どもの発達に関する基礎知識が必要であるだけでなく、「実践」から得られた知識や経験についても、子どもの理解を深めること等に役立てられるよう還元していくことが重要です。
 - ⑤ 「施設運営」と「実践」は、「第 1 章 総則」の上に成り立つものですが、「施設運営」や「実践」から得られた教訓をもとに「第 1 章 総則」で示されている内容を豊かにすることに役立てていく視点も必要です。
- 以上のように、「児童館ガイドライン」は、各章を個別に読み解くのではなく、有機的に関連させて構造的に理解することが必要です。
- なお、図表 2 で「児童館ガイドラインの構造」を図示しましたのでご活用ください。
- 「第 4 章 児童館の活動内容」等については、児童館の具体的な活動や業務として書かれている内容を実施すればよいという形だけの点検にとどまることも考えられます。しかし、それでは、運営者や児童館厚生員の取組等が優先され、子どもの最善の利益という観点が見落とされやすくなってしまうかもしれません。児童館を管理・運営し、子どもに関わる者として、「児童館ガイドライン」の構造的な理解のうえに、児童館を運営していくよう心がけることが期待されます。このような視点から、確認ツールを活用してください。

図表 2 「児童館ガイドライン」の構造



A 「第 1 章 総則」と他の章との関係

「第 1 章 総則」は、「児童館ガイドライン」全編を通じた基本的な考え方を示すものですので、「児童館ガイドライン」全体にかかるイメージとして、グレーで全体を覆っています。さらに、「子どもの発達理解」や児童館の「施設運営」及び「実践」のすべてに関係していることを明示するために、「第 1 章 総則」からそれぞれに向かって矢印を記しています。「子どもの発達理解」と「施設運営」、「実践」は、「第 1 章 総則」の上に成り立つものですが、それぞれから得られた教訓をもとに「第 1 章 総則」で示されている内容を豊かにすることに役立てていく視点も必要であることから、双方向の矢印で示しています。

B 「子どもの発達理解」と「施設運営」・「実践」との関係

「子どもの発達理解」は、「施設運営」及び「実践」をしていくにあたって、理解しておくべき知識です。児童館運営の基礎知識としてだけでなく、施設運営や活動の実践のなかでの新しい気づきを知識として還元し、児童館職員等の中で共有されていくことが期待されるため、双方向の矢印で示しています。

C 「施設運営」と「実践」との関係

「実践」は、「施設運営」の上に成り立つものであって、「実践」から得られた教訓をもとに「施設運営」の見直し等に役立てていく視点も必要であることから、双方向の矢印で示しています。

(資料)「児童館ガイドライン」(平成 30 年 10 月 1 日子発 1001 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知)をもとに、みずほ情報総研株式会社作成。

第 2 部 児童館の活動を振り返る

1. 確認ツールの構成と使い方

- 「児童館ガイドライン」についてひととおり理解したら、それぞれの児童館において「児童館ガイドライン」に沿った運営ができているか、「児童館ガイドライン」が目指す考え方を自らの児童館の運営や活動内容に取り込めているか等について、点検・振り返りを行ってみてください。ここでは、点検・振り返りに役立つ様式を示しています。
- 「第 1 部 2.『児童館ガイドライン』の構造的理解」で示したガイドラインの構造に則して、確認ツールの形態を変えています。具体的には、おおむね次表のとおり整理、作成しています。
- 「第 1 章 総則」は、その他の内容を検討する際に常に意識しておくべき点であることから、他の部分を活用する際にも、「児童館ガイドライン」の「第 1 章 総則」を読み返したり、前掲「第 1 部 児童館ガイドラインを知る」等を参照してください。
- なお、運営や活動内容の点検・振り返りは、それぞれの児童館厚生員が個々に行って完結するものではなく、その内容を関係者と共有し、話し合い、そこから得られた気づきを改善に活かしていくことが大切です。また、一度きりではなく定期的に行うことで、改善の状況や今後の方向性をより明確にすることができます。

図表 3 確認ツールの構成及び役割と「児童館ガイドライン」の構造比較

確認ツールの目次構成		「児童館ガイドライン」の該当箇所	確認ツールの説明
2.(1) 理念・目的・施設特性		第 1 章 総則	◇ 「児童館ガイドライン」に示されている内容が実現できているか、職員全員に理解されているか等、実態やレベル感を確認できるものとなっています。
2.(2) 子どもの発達理解		第 2 章 子ども理解	◇ そのため、それぞれの判断基準に照らして、自らの児童館がどの段階にあるのか、状況を確認できるよう基準を示しています。
2.(3) 施設 運営	職員の役割	第 5 章 児童館の職員	◇ 各児童館で、職員の業務や運営管理のあり方、子どもの安全対策・衛生管理の現状を点検できるものとなっています。 ◇ そのため、各着眼点について、どのような観点から振り返りを行うのか、「児童館ガイドライン」の記述より「振り返り項目」を整理しています。 ◇ さらに、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等、主要な関連法令や通知等を参考情報として示しています。
	運営と 安全管理	第 6 章 児童館の運営	
		第 7 章 子どもの安全対策 ・衛生管理	
2.(4) 実践	児童館 の活動	第 3 章 児童館の機能・役割 第 4 章 児童館の活動内容	◇ 各児童館での振り返りや今後の改善方策を検討する際の参考として、「確認のためのポイント」を整理しています。 ◇ 検討する際の確認メモ欄として、「振り返り」と「改善のアイデア」欄を設けているので、活用してください。
	地域の実情 に応じた関 係構築	第 8 章 家庭・学校・地域と の連携	

2. 確認ツール

(1) 理念・目的・施設特性（ガイドライン第 1 章に対応）

- 理念や目的は、児童館の運営、活動内容等を考える際の前提となる基本的な考え方です。児童館におけるすべての実践は、理念や目的に根差したものでなければなりません。
- そのためにも、まずは「自分たちは、児童館の理念・目的・施設特性を十分に理解できているか」、「子どもや保護者、地域の人たちにも十分に理解されているか」等について確認しましょう。
- ここでは、確認項目ともに、それぞれの項目の判断基準を示しています。判断基準については、その対象が限定される項目のみ主語を明確にして提示しており、主語のない項目については活用するすべての方々がそれぞれの状況を確認することを想定しています。
- まず最初に判断基準に照らして、自分たちがどの段階にあるのか、それぞれの立場から現状を確認し、該当する「チェック欄」に☑をつけましょう。その後、気付いたことや望ましい取組の方向性等についても検討し、「気づいたことなど」欄にコメントを書いてください。「気づいたことなど」はすべてを埋めようとする必要はありません。
- こうした振り返りを定期的・継続的に行うことは、児童福祉施設としての児童館のあり方を長期にわたって地域全体に浸透させていくうえでとても大切です。実践の振り返りと同様に、一度きりではなく、定期的な点検を心掛けてください。

①児童館の理念と目的について、職員に周知を図っているか

判断基準		チェック欄
「児童館ガイドライン」に基づく児童館の理念・目的が明文化されていて、共通理解が図られている		
「児童館ガイドライン」に基づく児童館の理念・目的が明文化されているが、共通理解は十分ではない		
「児童館ガイドライン」に基づく児童館の理念・目的が明文化されていない		
気づいたことなど (自由記入)		

②児童館の理念と目的について、子ども・保護者に周知を図っているか

判断基準		チェック欄
児童館の理念・目的を子ども・保護者に伝えている		
児童館の理念・目的を子ども・保護者に十分には伝えていない		
児童館の理念・目的を子ども・保護者に伝えていない		
気づいたことなど (自由記入)		

③児童館の理念・目的について、地域住民・関係機関等に周知を図っているか

判断基準		チェック欄
児童館の理念・目的を地域住民・関係機関等に伝えている		
児童館の理念・目的を地域住民・関係機関等に十分には伝えていない		
児童館の理念・目的を地域住民・関係機関等に伝えていない		
気づいたことなど (自由記入)		

④児童館の施設特性について共通の理解を得ているか

判断基準		チェック欄
児童館の施設特性を理解し、子どもや保護者、地域住民・関係機関等に伝えている		
児童館の施設特性を理解しているが、子どもや保護者、地域住民・関係機関等に十分には伝えていない		
児童館の施設特性を理解できていない		
気づいたことなど (自由記入)		

⑤児童館の社会的責任を果たしているか

判断基準		チェック欄
児童館の運営主体が、児童館の社会的責任を遵守することを表明し、それを果たしていくための具体的な取組を行っている		
児童館の運営主体が、児童館の社会的責任を遵守することを表明しているが、それを果たしていくための具体的な取組は十分ではない		
児童館の運営主体が、児童館の社会的責任を遵守することを表明していない		
気づいたことなど (自由記入)		

(2) 子どもの発達理解（ガイドライン第 2 章に対応）

- 児童館には児童厚生員という専門性を有する人材が不可欠です。児童館が 0 歳～18 歳未満のすべての子どもの健全育成を担っていくために、児童厚生員は、子どもの発達に関する知識や対応に係る技術を習得し、一人ひとりとの関わりや活動内容に活かしていくことが求められます。
- ここでは、子どもの発達に関する知識や、一人ひとりの心身の状況を踏まえた子どもの育成に係る知識・技術の習得に向けて、今何ができているのか、今後何をしなければならないのかを確認していきます。(1)と同様の手順で現在の状況を振り返り、今後の取組の方向性を検討してみてください。
- 子どもの発達への理解はあらゆる実践の根拠になります。確認を行うことで、専門知識・技術の習得に継続的に取り組むことが望まれます。

①子どもの発達過程や発達の特徴を理解しているか

判断基準		チェック欄
子どもの発達過程や発達の特徴を理解するため、事例検討や自己研鑽の機会を設けている		
子どもの発達過程や発達の特徴を理解するための事例検討や自己研鑽の機会を設けているが、十分ではない		
子どもの発達過程や発達の特徴を理解するための事例検討や自己研鑽の機会を設けていない		
気づいたことなど (自由記入)		

②発達の個人差・一人ひとりの心身の状態を踏まえた子どもの育成に努めているか

判断基準		チェック欄
発達の個人差や一人ひとりの心身の状態を踏まえた子どもの育成を行うため、事例検討や自己研鑽の機会を設けている		
発達の個人差や一人ひとりの心身の状態を踏まえた子どもの育成を行うための事例検討や自己研鑽の機会を設けているが、十分ではない		
発達の個人差や一人ひとりの心身の状態を踏まえた子どもの育成を行うための事例検討や自己研鑽の機会を設けていない		
気づいたことなど (自由記入)		

(3) 施設運営（ガイドライン第 5 章、第 6 章、第 7 章に対応）

- それぞれの児童館が日々の活動を適切に進めていくためには、それに必要な業務・職務、運営内容を整理し、適切かつ円滑に行われるような環境づくりに努めるとともに、子どもが安心・安全に過ごせるための安全・衛生管理についても配慮・整備しておくことが必要になります。
- ここでは、児童館職員の業務・職務と運営、安全管理の状況について点検をしていきます。点検の着眼点(①、②、③・・・)ごとに、「児童館ガイドライン」の記述を「振り返り項目」として提示していますので、「児童館ガイドライン」に記載されている内容が自分たちの児童館で取り組まれているかどうかを確認し、「取組状況」欄に3段階で確認結果を記入してください。また、点検を通じて気付いたこと等を「気付いたこと」欄に自由に記入してください。記入に当たっては、すべてを埋めようとする必要はありません。わかるところ、できるところだけがかまいません。その際、それぞれの着眼点に関連する法令・通知等も参考にしてください。

【取組状況の点検基準】

確認結果のマーク	取組状況
○	取り組んでいる
△	取り組んでいるが、十分ではない
×	取り組んでいない

- なお、この点検は、「取り組んでいること」、「取り組んでいないこと」の数で施設運営の良し悪しを判断するためのものではありません。児童館運営の状況は、地域により様々です。大切なのは、点検を通じて運営の改善に向けて必要な事項を把握し、取組の方向性を検討することです。その際には、個々の児童館が「理念や目的、施設特性を踏まえた活動を実現するうえで何が必要か」、「発達状況や心身の状況の異なるすべての子どもが過ごすうえで、どのような環境づくりが必要か」という観点から確認することが求められます。

児童館の職員に関する事項（第 5 章に対応）

① 児童館活動及び運営に関する業務を円滑・適切に行っているか

振り返り項目	取組状況 (○・△・×)
ア. 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成している	
イ. 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行っている	
ウ. 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てている	
エ. 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行っている	
オ. 日常の利用状況や活動の内容等について記録している	
カ. 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録している	
キ. 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信している	
気付いたことなど (自由記入)	

②館長に求められる職務を理解し、それらを円滑・適切に行うための体制づくり・環境づくりを行っているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括している		
イ. 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにしている		
ウ. 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努めている		
エ. 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図っている		
オ. 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努めている		
カ. 必要に応じ子どもの健康及び行動につき、その保護者に連絡している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 14 条の 3、第 40 条		

③児童厚生員に求められる職務を理解し、それらを円滑・適切に行うための体制づくり・環境づくりを行っているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握している		
イ. 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の主体的な成長を支援している		
ウ. 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行っている		
エ. 地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備している		
オ. 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにしている		
カ. 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努めている		
気づいたことなど (自由記入)		

④児童虐待への対応を適切に行っているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行っている		
イ. 児童虐待の早期発見に努めている		
ウ. 児童虐待への対応・支援については市町村や児童相談所と協力している		
エ. 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いている（本項目については、「児童館ガイドライン」第 8 章 3（4）に対応）		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 25 条 2 第 1 項 ✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 9 条の 2 ✓ 児童虐待防止法（平成 12 年法律第 82 号）第 5 条 ✓ 要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について（平成 28 年 12 月 16 日雇児総発 1216 第 2 号雇児母発 1216 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知） ✓ 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について（平成 30 年 7 月 20 日子発 0720 第 2 号） ✓ 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」の一部改正について（平成 29 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 46 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 別紙 1）第 2 章 2（構成員） 		

⑤倫理規範を遵守しているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 明文化された児童館職員の倫理規範がある		
イ. 倫理規範を常に意識し、遵守している <ul style="list-style-type: none"> ◇ 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮 ◇ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止 ◇ 子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止 ◇ 個人情報の取扱に留意するとともに、プライバシーの保護を徹底 ◇ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に努める 		
ウ. 子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 7 条、第 9 条 ✓ 「児童厚生員・放課後児童指導員の倫理綱領」（全国児童厚生員研究協議会平成 25 年 12 月 15 日第 13 回全国児童館・児童クラブ大会・東北復興支援フォーラムにて採択） 		

⑥児童館職員の研修を実施しているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施している		
イ. 研修が日常活動に活かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 7 条の 2		

児童館の運営に関する事項（第 6 章に対応）

⑦児童館活動を実施するために必要な設備・備品を備えているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備がある		
イ. 静養室及び放課後児童クラブ室等がある		
ウ. 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等がある		
エ. 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等がある		
オ. 乳幼児や障害のある子どもの安全と利用しやすい環境に配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 37 条		
✓ 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生省事務次官通知）における「設備」に関する規定		

⑧児童館の運営主体は、継続的・安定的な運営に努めているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表している		
イ. 運営内容について自己評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れている		
ウ. 第三者評価を受けている		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 78 条 ✓ 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生省事務次官通知）における「運営の主体」に関する規定 		

⑨開館日・開館時間を適切に設定しているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 地域の実情に合わせて開館日・開館時間を設定している		
イ. 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生省事務次官通知）における「運営」に関する規定 ✓ 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日発児第 967 号厚生省児童家庭局長通知）における「利用時間」に関する規定 		

⑩利用する子どもの把握・保護者との連絡を適切に行っているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 利用する子どもの連絡先等を把握している		
イ. 児童館でのケガや体調不良等について、速やかに保護者に連絡している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生省事務次官通知）における「運営」に関する規定 ✓ 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日発児第 967 号厚生省児童家庭局長通知）における「利用児童の把握」に関する規定 		

⑪運営協議会等を設置しているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 運営協議会等を設置し、意見を聴いている		
イ. 子どもを運営協議会等の構成員にしている		
ウ. 《子どもを運営協議会等の構成員にしている場合》子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めている		
エ. 年間を通して定期的に運営協議会を開催する他、臨時的に対応すべき事項が生じた場合には、適宜開催している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<input checked="" type="checkbox"/> 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生省事務次官通知）における「運営」に関する規定 <input checked="" type="checkbox"/> 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日児発第 967 号厚生省児童家庭局長通知）における「運営委員会の設置」に関する規定		

⑫法令遵守と職場倫理の徹底に組織的に取り組んでいるか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 運営管理規定を定めている		
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業の目的及び運営の方針 ◇ 利用する子どもの把握 ◇ 保護者との連絡 ◇ 事故防止 ◇ 非常災害対策 ◇ 子どもや保護者の人権への配慮 ◇ 子どもの権利擁護 ◇ 守秘義務 ◇ 個人情報の管理 等 		
イ. 運営管理の責任者を定めている		
ウ. 法令遵守や職場倫理の徹底に組織的に取り組んでいる		
<ul style="list-style-type: none"> ◇ 子どもや保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重と子どもの権利擁護 ◇ 虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止 ◇ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱の禁止 ◇ 業務上知り得た子どもや家族の秘密の守秘義務の遵守 ◇ 関係法令に基づく個人情報の適切な取扱、プライバシーの保護 ◇ 保護者への誠実な対応と信頼関係の構築 ◇ 児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積むことによる、事業内容の向上 ◇ 事業の社会的責任や公共性の自覚 		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<input checked="" type="checkbox"/> 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 13 条 <input checked="" type="checkbox"/> 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生省事務次官通知）における「運営」に関する規定		

⑬要望、苦情への対応の体制・方法を整えているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、対応の手順や体制を整備し、迅速に対応している		
イ. 要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知している		
ウ. 要望や苦情について迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作っている		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 82 条 ✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 14 条の 3 第 1 項 ✓ 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成 12 年 6 月 7 日障第 452 号・社援第 1352 号・老発第 514 号・児発第 575 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知） 		

⑭職員体制と勤務環境の整備を行っているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）の資格を有する者を 2 人以上置き、必要に応じその他の職員を置いている		
イ. 「社会福祉士」資格を有する者の配置を考慮している		
ウ. 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握している		
エ. 児童館の運営責任者は、勤務環境の整備に留意している		
オ. 児童館の運営責任者は、児童厚生員相互の協力・連携がなされるよう配慮している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 38 条 ✓ 児童館の設置運営について（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生省事務次官通知）における「職員」に関する規定 		

子どもの安全対策・衛生管理に関する事項（第 7 章に対応）

⑮施設・遊具の安全点検・安全管理を適切に行っているか

振り返り項目	取組状況 (○・△・×)
ア. 安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日実施している	
イ. 安全点検は、屋外活動も含めて行っている	
ウ. 毎日の点検以外に、より詳細な点検を定期的に行っている	
エ. 定期的な点検に当たっては、記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応している	
オ. 子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている	
気づいたことなど (自由記入)	
《関連法令・通知等》 <input checked="" type="checkbox"/> 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日府子本第 192 号・27 文科初第 1789 号・雇児保発 0331 第 3 号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）における【事故防止のための取組】～施設・事業者向け	

⑯事故やケガの緊急時対応を適切に行うための体制を整えているか

振り返り項目	取組状況 (○・△・×)
ア. 緊急時の連絡先（救急車他）や地域の医療機関等についてあらかじめ把握して、職員全員で共有している	
イ. 緊急時対応のマニュアルを作成し、それに沿った訓練を行っている	
ウ. 子どものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加している	
エ. 緊急時の応急処置に必要な物品を常備している	
オ. AED を設置している	
カ. 事故やケガの発生時には、直ちに保護者への報告を行っている	
キ. 事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町村に報告している	
気づいたことなど (自由記入)	
《関連法令・通知等》 <input checked="" type="checkbox"/> 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日府子本第 192 号・27 文科初第 1789 号・雇児保発 0331 第 3 号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）における【事故発生時の対応】～施設・事業者、地方自治体共通	

⑰アレルギー対策を整えているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. アレルギー疾患のある子どもの利用に当たり、保護者と協力して適切な配慮に努めている		
イ. 飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めている		
ウ. 食物アレルギーについては、保護者と留意事項や緊急時の対応等についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしている		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<input checked="" type="checkbox"/> アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年 6 月 27 日法律第 98 号） <input checked="" type="checkbox"/> アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 76 号）		

⑱感染症や食中毒への対策を整えているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めている		
イ. 感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防いでいる		
ウ. 感染症や食中毒の発生時の対応について、市町村や保健所との連携のもと、児童館としての対応方針を定めている		
エ. 子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<input checked="" type="checkbox"/> 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 10 条 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）」（平成 30 年 3 月）		

⑯防災・防犯対策を整えているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定している		
イ. 施設・設備や地域環境の安全点検を行っている		
ウ. 安全確保に関する情報の共有等に努めている		
エ. 定期的に避難訓練等を実施している		
オ. 非常警報装置や消火設備等を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備している		
カ. 来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組んでいる		
キ. 災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考慮し、必要な物品等を備えている		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 6 条 ✓ 社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全確保について（平成 28 年 9 月 1 日雇児総発 0901 第 3 号・社援基発 0901 第 1 号・障障発 0901 第 1 号・老高発 0901 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局高齢者支援課長通知） ✓ 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（平成 28 年 9 月 15 日雇児総発 0915 第 1 号・社援基発 0915 第 1 号・障障発 0915 第 1 号・老高発 0915 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長通知） ✓ 放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅等における安全チェックリストについて（平成 30 年 7 月 11 日子子発 0711 第 1 号・30 生社教第 4 号 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長事務取扱通知） 		

⑰衛生管理を適切に行っているか

振り返り項目		取組状況 (○・△・×)
ア. 来館時の手洗いを励行している		
イ. 施設・設備の衛生管理等を行っている		
ウ. 採光・換気等保健衛生に配慮している		
エ. 行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止している		
気づいたことなど (自由記入)		
《関連法令・通知等》		
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）第 5 条 5、第 10 条、第 11 条 ✓ 厚生労働省「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成 24 年 3 月） 		

(4) 児童館の実践（ガイドライン第 3 章、第 4 章、第 8 章に対応）

- 最後に、「児童館の実践」として、活動内容や地域連携についての振り返りを行います。「児童館ガイドライン」の「実践」に関連する部分を「確認のポイント」として示していますので、それぞれのポイントについて、自分たちの児童館でどのような取組や実践をしているのか、今後できそうなことはないかなど、考えられることを自由に記入してください。
- 児童館の実践を振り返るうえでは、その実践が「児童館の基本的考え方に沿ったものであるか」という視点を持つことが重要です。すなわち、「活動内容が、理念や目的等の児童館の総則的事項を踏まえたものとなっているか」、「子どもの発達状況や、一人ひとりの心身の状況に対応したものとなっているか」という観点から、一つひとつの活動内容を振り返ってみましょう。

児童館の活動内容に関する事項の記入に当たって

- この章の「確認のためのポイント」は、「児童館ガイドライン」第 3 章で示されている児童館の機能・役割を基礎とし、第 4 章の項目に沿って作成しています。なお、項目ごとの末尾に設けてある空欄には、「確認のためのポイント」に記述されていること以外に実践していることがある場合に、その活動に関する振り返り・改善のアイデアを記入してください。無理にすべてを埋めようとせず、思いつくことから書いてください。
- 必ずしも「確認のためのポイント」のすべての項目について記入するのが良いという訳ではありません。自分たちの児童館で実施可能な活動や大切にしていること、地域の状況に応じて必要と考えられることとして合致する項目について記入し、関係者とその内容を共有しながら検討を深めることで、地域の子どもにとってより良い運営・活動へとつなげていくことが大切です。

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
1 遊びによる子どもの育成	一人ひとりの子どもの発達特性を理解した上で、適切な遊びの援助を行っている (第 3 章 1)		
	遊びの場面において、子どもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、子ども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助をしている (第 3 章 1)		
	子どもが遊びによって、①身体の健康増進をはかれるような援助をしている (第 4 章)		
	子どもが遊びによって、②心の健康増進をはかれるような援助をしている (第 4 章)		
	子どもが遊びによって、③知的な能力を獲得できるような援助をしている (第 4 章)		

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
	子どもが遊びによって、④社会的な能力を獲得できるような援助をしている (第 4 章)		
	子どもが遊びによって、⑤情緒をゆたかにできるような援助をしている (第 4 章)		
	上記①～⑤を統合した健全育成観を意識した取り組みをしている (第 4 章)		
	子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択できるようにしている (第 3 章 1・第 4 章)		
	子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助している (第 3 章 1・第 4 章)		
	(独自の実践)		
2 子どもの居場所の提供	最初に児童館を訪れた子どもが「来てよかった」と思えるような取組が行われている (第 3 章 2)		
	訪れる子どもの心理と状況に気付き、子どもと信頼関係を築くための取組が行われている (第 3 章 2)		
	子どもが自己効力感や自己肯定感を醸成できるような環境づくりに努めている (第 4 章)		
	子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行っている (第 4 章)		
	中・高校生世代が利用可能な環境づくりに努めている (第 4 章)		
	思春期の発達特性をよく理解し、中・高校生世代の自主性を尊重し、社会性を育むように援助している (第 4 章)		

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
	児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力している (第 4 章)		
	(独自の実践)		
3 子どもが 意見を述 べる場の 提供	子どもの年齢及び発達に応じて子どもの意見が尊重されるように努めている (第 4 章)		
	児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるようにしている (第 4 章)		
	子どもの話し合いの場を計画的に設けている (第 4 章)		
	中・高校生世代が中心となり、子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助している (第 4 章)		
	子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるよう努めている (第 4 章)		
	(独自の実践)		
4 配慮を必要とする 子どもへの 対応	課題の発生予防、早期発見、適切な対応につなげるために、子どもや保護者を観察したり、一緒に活動し、普段と違ったところを感じとれるように努めている (第 3 章 3)		
	障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮している (第 4 章)		
	家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる場所となるよう配慮している (第 4 章)		

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
	子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮している (第 4 章)		
	万が一いじめ等の問題が起きた場合には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応している (第 4 章)		
	保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。）や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応している (第 4 章)		
	児童虐待が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。）又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図っている (第 4 章)		
	子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域や学校その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な支援を行っている (第 4 章)		
	障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮に努めている (第 4 章)		
	(独自の実践)		
5 子育て支援の実施			
(1) 保護者の 子育て 支援	課題の発生予防、早期発見、適切な対応につなげるために、子どもや保護者を観察したり、一緒に活動し、普段と違ったところを感じとれるように努めている (第 3 章 3)		
	支援に当たっては、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ相互の信頼関係構築に努めている (第 3 章 4)		
	子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮している (第 4 章)		
	子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施して、保護者が広く地域の人々との関わりを持てるように支援している (第 4 章)		

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
	児童虐待の予防を心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援し、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たしている (第 4 章)		
	児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めている (第 4 章)		
	(独自の実践)		
(2) 乳幼児 支援	乳幼児が保護者とともに利用している (第 4 章)		
	保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進している (第 4 章)		
	子どもの発達課題や年齢等を十分に考慮して子育て支援活動を実施している (第 4 章)		
	子育て支援活動を計画的・定期的に実施することにより、子どもと保護者との関わりを促している (第 4 章)		
	子育て支援活動の参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援している (第 4 章)		
	(独自の実践)		
(3) 乳幼児と 中・高校 生世代 等との 触れ合い 体験の 取組	乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を通じて、子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、保護者が、子どもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等の子どもを乳幼児の成長した姿と重ねあわせる機会となるようにしている (第 4 章)		
	中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進している (第 4 章)		

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
	実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重している (第 4 章)		
	実施に当たっては、学校・家庭や母親クラブ等との連携を図っている (第 4 章)		
	(独自の実践)		
(4) 地域の 子育て 支援	地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすよう努めている (第 4 章)		
	子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行っている (第 4 章)		
	地域住民や NPO、関係機関と子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めている (第 4 章)		
	(独自の実践)		
6 地域の 健全育 成の環 境づくり	児童館の活動内容等を広報している (第 4 章)		
	地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めている (第 4 章)		
	児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めている (第 4 章)		
	地域組織活動の協力を得ながら、子どもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設としての機能を発揮するように努めている (第 3 章 5・第 4 章)		

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
	地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めている (第 4 章)		
	(独自の実践)		
7 ボランティア等の育成と活動支援	児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援している (第 4 章)		
	児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにしている (第 4 章)		
	地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的にボランティア活動ができるように支援している (第 4 章)		
	中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受け入れなどに努めている (第 4 章)		
	(独自の実践)		
8 放課後児童クラブの実施と連携	児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）及び「放課後児童クラブ運営指針」（平成 27 年雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて行うよう努めている (第 4 章)		
	児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるように遊びや活動に配慮している (第 4 章)		
	児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮している (第 4 章)		

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
	放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用している (第 4 章)		
	児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように配慮するとともに、協力をを行うなどの工夫をしている (第 4 章)		
	(独自の実践)		

家庭・学校・地域との連携に関する事項

- この章の「確認のためのポイント」は、「児童館ガイドライン」第 8 章の項目に照応しています。なお、項目ごとの末尾に設けてある空欄には、「確認のためのポイント」に記述されていること以外に実践していることがある場合に、その活動に関する振り返り・改善のアイデアを記入してください。無理にすべてを埋めようとせず、思いつくことから書いてください。
- 必ずしも「確認のためのポイント」のすべての項目について記入するのが良いという訳ではありません。自分たちの児童館で実施可能な活動や大切にしていること、地域の状況に応じて必要と考えられることとして合致する項目について記入し、関係者とその内容を共有しながら検討を深めることで、地域の子どもにとってより良い運営・活動へとつなげていくことが大切です。

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
1 家庭との 連携	子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行っている		
	子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭とともに、学校、子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行っている		
	《子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもへの援助を行っている場合》 必ず記録をとり、職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげている		
	(独自の実践)		
2 学校との 連携	児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図っている		
	児童館や学校での子どもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めている		
	災害や事故・事件等子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えている		
	(独自の実践)		

項目	確認のためのポイント	振り返り	改善のアイデア
3 地域及び 関係 機関等 との連携	児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともに、信頼関係を築いている		
	地域住民等が児童館を利用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いている		
	日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、母親クラブ、各種ボランティア団体等地域の子どもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めている		
	要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いている		
	児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室との連携を図っている		
	(独自の実践)		

おわりに

- 開発した確認ツールは、「はじめに」に示したとおり、直接児童館の運営に携わる方々と現場で働く児童厚生員を主たる利用者として想定し、そうした方々が「児童館ガイドライン」の内容を理解し、現場での実践に活かせるようにという観点から記述しています。
- 確認ツールの内容は、大型児童館に関する章以外の「児童館ガイドライン」の内容を網羅的にまとめたものとなっており、自治体の児童館所管課、児童館運営団体本部、児童館長のみならず、児童館の運営に関わる地域の関係団体や児童館運営委員会委員、児童館の指定管理者選定に関わる方、民生・児童委員など、様々な立場の方にとっても、児童館がどういうものであるのかを理解するのに役立つものとなっています。
- 特に、自治体の児童館所管課や児童館運営団体本部、児童館長にとっては、自らの自治体（運営団体）が運営する児童館のあり方や理念を検討したり、自己評価、第三者評価、行政モニタリング調査等の評価の視点を検討する場合など、多様な場面で参考とすることができるものです。
- より多くの方々に参照していただき、今回発出された新しい「児童館ガイドライン」が普及することを願っています。

参考「児童館ガイドライン」（平成 30 年 10 月 1 日子発 1001 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知 別紙）

第 1 章 総則

1 理念

児童館は、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。

2 目的

児童館は、18 歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

3 施設特性

(1) 施設の基本特性

児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

- ① 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ② 子どもが遊ぶことができる。
- ③ 子どもが安心してくつろぐことができる。
- ④ 子ども同士にとって出会いの場になることができる。
- ⑤ 年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
- ⑥ 子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

(2) 児童館における遊び

子どもの日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。子どもはそれぞれの場で人やものに関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。

(3) 児童館の特性

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを踏まえた児童館の特性は以下の 3 点である。

① 拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点（館）である。

子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。

② 多機能性

児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わることができる。

これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることが

できる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

③地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

4 社会的責任

- (1) 児童館は、子どもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。
- (2) 児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (3) 児童館は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- (4) 児童館は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第 2 章 子ども理解

本章では、児童館の対象となる子どもの発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めることが求められる。

1 乳幼児期

乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。

2 児童期

6 歳から 12 歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期の子どもは、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

おおむね 6 歳～8 歳には、読み・書き・計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一方で、幼児期の特徴を残している。大人に見守られる中で努力し、自信を深めていくことができる。

おおむね 9 歳～10 歳には、抽象的な言語を用いた思考が始まり、学習面でのつまずきもみられ始める。同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとする。

おおむね 11 歳～12 歳には、知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになる。思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や仲間集団の構成が変化し始める。自立に向けて少人数の仲間ができ、個人的な関係を大切に始める。

3 思春期

13 歳から 18 歳は、発達の時期区分では思春期であり、自立へ向かう時期である。この時期の大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高校生等の子ども（以下「中・高校生世代」という。）が集い、お互いの気持ちを表現し合うことにより、自分と仲間に対して信頼と安心を抱き、安定した生活の基盤を築くことができる。

文化的・芸術的活動、レクリエーション等に、自らの意思で挑戦することを通して、成長することができる。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添い、話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯定感の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。

第 3 章 児童館の機能・役割

本章では、児童館の理念と目的に基づく機能・役割を 5 項目に区分して示している。この章は、第 4 章の活動内容と合わせて理解することが求められる。

1 遊び及び生活を通じた子どもの発達の増進

子どもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用する。その中で、子どもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、自主性、社会性、創造性などを育てていく。

児童厚生員は、子ども一人ひとりと関わり、子どもが自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、子どもの遊びや日常の生活を支援していく。

特に遊びの場面では、児童厚生員が子どもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、子ども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。

そのため、児童厚生員は一人ひとりの子どもの発達特性を理解し、遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めることが求められる。

2 子どもの安定した日常の生活の支援

児童館は、子どもの遊びの拠点と居場所となることを通じて、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、子どもの安定した日常の生活を支援することが大切である。

児童館が子どもにとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れた子どもが「来てよかった」と思え、利用している子どもがそこに自分の求めている場や活動があって、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れる子どもの心理と状況に気付き、子どもと信頼関係を築く必要がある。

3 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。その際、児童館を利用する子どもや保護者の様子を観察することや、子どもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。

4 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。さらに、地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。

5 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

その際、地域の子どもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。

第 4 章 児童館の活動内容

本章では、第 3 章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を 8 項目に分けて示している。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、子どもや地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれる。

1 遊びによる子どもの育成

- (1) 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。
- (2) 児童館は、子どもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。
- (3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

2 子どもの居場所の提供

- (1) 児童館は、子どもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。
- (2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。
- (3) 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配慮すること。

3 子どもが意見を述べる場の提供

- (1) 児童館は、子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見が尊重されるように努めること。
- (2) 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるようにすること。
- (3) 子どもの話し合いの場を計画的に設け、中・高校生世代が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- (4) 子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

4 配慮を必要とする子どもへの対応

- (1) 障害のある子どもへの対応は、障害の有無にかかわらず子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。
- (2) 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもへの対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- (3) 子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。
- (4) 子どもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応

することが求められること。

- (5) 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (6) 子どもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な支援を行うこと。
- (7) 障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮に努めること。

5 子育て支援の実施

(1) 保護者の子育て支援

- ① 子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。
- ② 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
- ③ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。
- ④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。

(2) 乳幼児支援

- ① 乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。
- ② 子育て支援活動の実施に当たっては、子どもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的実施することにより、子どもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。

(3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組

- ① 子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、子どもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等の子どもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。
- ② 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じて子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。
- ③ 実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や母親クラブ等との連携を図りつつ行うこと。

(4) 地域の子育て支援

- ① 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。
- ② 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。
- ③ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

6 地域の健全育成の環境づくり

- (1) 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- (2) 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。
- (3) 子どもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。

- (4) 地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

7 ボランティア等の育成と活動支援

- (1) 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。
- (2) 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- (3) 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。
- (4) 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努めること。

8 放課後児童クラブの実施と連携

- (1) 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）及び放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。
- ① 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。
 - ② 多数の子どもが同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。
 - ③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- (2) 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫をすること。

第 5 章 児童館の職員

本章では、すべての児童館職員に関わる児童館活動及び運営に関する主な業務と館長、児童厚生員のそれぞれの職務について示すとともに、児童館の社会的責任に基づく職場倫理のあり方と運営内容向上のための研修等について記述している。児童館職員は、児童福祉施設としての特性を理解して、職務に取り組むことが求められる。

1 児童館活動及び運営に関する業務

- (1) 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。
- (2) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓を行う。
- (3) 活動や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。
- (4) 運営に関する申合せや引継ぎ等のための会議や打合せを行う。
- (5) 日常の利用状況や活動の内容等について記録する。
- (6) 業務の実施状況や施設の管理状況等について記録する。
- (7) 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。

2 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- (1) 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括する。
- (2) 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにする。
- (3) 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努める。
- (4) 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図る。
- (5) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。
- (6) 必要に応じ子どもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

3 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。なお、子どもや保護者と関わる際には、利用者の気持ちに寄り添った支援が求められる。

- (1) 子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- (2) 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の主体的な成長を支援する。
- (3) 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- (4) 地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- (5) 児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町村や児童相談所と協力する。
- (6) 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。
- (7) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。

4 児童館の職場倫理

- (1) 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- (2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
 - ① 子どもの人権尊重と権利擁護、子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
 - ② 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
 - ③ 子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
 - ④ 個人情報の取扱とプライバシーの保護に関すること。
 - ⑤ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- (3) 子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。
- (4) 明文化された児童館職員の倫理規範を持つこと。

5 児童館職員の研修

- (1) 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。
- (2) 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。
- (3) 市町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、館長、児童厚生員等の経験に応じた研修内容にも配慮すること。
- (4) 研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。

第 6 章 児童館の運営

本章では、「児童館の設置運営について」（平成 2 年 8 月 7 日厚生省発児第 123 号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。）等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。児童館の運営主体は、本ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められる。

1 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

- (1) 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。
 - ① 静養室及び放課後児童クラブ室等
 - ② 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等
 - ③ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等
- (2) 乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。

2 運営主体

- (1) 児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。
- (2) 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、可能な限り第三者評価を受けることが望ましい。
- (3) 市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

3 運営管理

(1) 開館時間

- ① 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。
- ② 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

(2) 利用する子どもの把握・保護者との連絡

- ① 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。
- ② 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

(3) 運営協議会等の設置

- ① 児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。
- ② 子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 運営協議会等は、年間を通して定期的に関催する他、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催すること。

(4) 運営管理規程と法令遵守

- ① 事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報等の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定めること。
- ② 運営管理の責任者を定め、法令を遵守し職場倫理を自覚して職務に当たるよう、以下の項目について組織的に取り組むこと。
 - ア 子どもや保護者の人権への配慮、一人ひとりの人格の尊重と子どもの権利擁護
 - イ 虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
 - ウ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的取扱の禁止
 - エ 業務上知り得た子どもや家族の秘密の守秘義務の遵守
 - オ 関係法令に基づく個人情報の適切な取扱、プライバシーの保護
 - カ 保護者への誠実な対応と信頼関係の構築
 - キ 児童厚生員等の自主的かつ相互の協力、研鑽を積むことによる、事業内容の向上
 - ク 事業の社会的責任や公共性の自覚

(5) 要望、苦情への対応

- ① 要望や苦情を受け付ける窓口を設け、子どもや保護者に周知し、要望や苦情の対応の手順や体制を整備して迅速な対応を図ること。
- ② 苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを作ること。

(6) 職員体制と勤務環境の整備

- ① 児童館の職員には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 38 条に規定する「児童の遊びを指導する者」(児童厚生員)の資格を有する者を 2 人以上置き、必要に応じその他の職員を置くこと。また、児童福祉事業全般との調整が求められるため、「社会福祉士」資格を有する者の配置も考慮すること。
- ② 児童館の運営責任者は、職員の勤務状況等を把握し、また、職員が健康・安全に勤務できるよう、健康診断の実施や労災保険、厚生保険や雇用保険に加入するなど、その勤務環境の整備に留意すること。また、安全かつ円滑な運営のため、常に児童厚生員相互の協力・連携がなされるよう配慮すること。

第 7 章 子どもの安全対策・衛生管理

本章では、児童館における事故やケガの防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述している。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれている。

1 安全管理・ケガの予防

(1) 事故やケガの防止と対応

子どもの事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと。

(2) 施設・遊具の安全点検・安全管理

- ① 日常の点検は、安全点検簿やチェックリスト等を設け、施設の室内及び屋外・遊具等の点検を毎日

実施すること。その安全点検の対象には、児童館としての屋外活動も含まれる。

- ② より詳細な点検を定期的に行うこと。定期的な点検に当たっては、記録をとり、改善すべき点があれば迅速に対応すること。
- ③ 子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにすること。

(3) 事故やケガの緊急時対応

- ① 緊急時の連絡先(救急車他)や地域の医療機関等についてあらかじめ把握して、職員全員で共有する。緊急時には速やかに対応できるようマニュアルを作成し、それに沿った訓練を行うこと。
- ② 子どものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、AED(自動体外式除細動器)、「エピペン®」等の知識と技術の習得に努めること。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、AED の設置が望ましい。
- ③ 事故やケガの発生時には、直ちに保護者への報告を行うこと。
- ④ 事故やケガの発生時には、事故報告書を作成し、市町村に報告すること。

2 アレルギー対策

- (1) アレルギー疾患のある子どもの利用に当たっては、保護者と協力して適切な配慮に努めること。
- (2) 児童館で飲食を伴う活動を実施するときは、事前に提供する内容について具体的に示し周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めること。特に、食物アレルギーについては、子どもの命に関わる事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくこと。

3 感染症対策等

- (1) 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。
- (2) 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ児童館としての対応方針を定めておくこと。なお、子どもの感染防止のために臨時に休館しなければならないと判断する場合は、市町村と協議の上で実施し、学校等関係機関に連絡すること。

4 防災・防犯対策

(1) マニュアルの策定

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるよう、防災・防犯に関する計画やマニュアルを策定し、施設・設備や地域環境の安全点検、職員並びに関係機関が保有する安全確保に関する情報の共有等に努めること。

(2) 定期的な訓練

定期的に避難訓練等を実施し、非常警報装置(学校 110 番・非常通報体制)や消火設備等(火災報知機、消火器)を設けるなどの非常事態に備える対応策を準備すること。

(3) 地域ぐるみの安全確保

来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動等の実施に取り組むこと。この際、平成 30 年 7 月に発出した「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」を参考にすることが有効である。

(4) 災害への備え

災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるように努める

こと。

5 衛生管理

- (1) 子どもの感染症の予防や健康維持のため、来館時の手洗いの励行、施設・設備の衛生管理等を行うこと。
- (2) 採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮すること。
- (3) 行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。

第 8 章 家庭・学校・地域との連携

本章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関等と連携する際の留意事項を記述している。児童館は、地域の子どもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、子どもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められる。

1 家庭との連携

- (1) 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。
- (2) 子どもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭とともに、学校、子どもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。
- (3) 上記の場合には、必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげるようにすること。

2 学校との連携

- (1) 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。
- (2) 児童館や学校での子どもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。
- (3) 災害や事故・事件等子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

3 地域及び関係機関等との連携

- (1) 児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。
- (2) 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- (3) 子どもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、母親クラブ、各種ボランティア団体等地域の子どもと福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。
- (4) 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。
- (5) 児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室との連携を図ること。

第 9 章 大型児童館の機能・役割

設置運営要綱等に基づく大型児童館には、小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館（以下「県内児童館」という。）の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する「A 型児童館」と、小型児童館の機能に加えて、子どもが宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「B 型児童館」がある。

本章では、これらを含めて子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるために必要な事項について記述している。

1 基本機能

大型児童館は、小型児童館及び児童センターの機能・役割に加えて、固有の施設特性を有し、子どもの健全育成の象徴的な拠点施設である。また、大型児童館の中には、他の機能を有する施設との併設等その構造や運営に多様なところがあるが、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮され、子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるようにすることが求められる。

なお、小型児童館及び児童センターは、子どもが利用しやすいよう子どもの生活圏内に設置されることが望まれるが、都道府県内全域に整備されていない地域にあっては、大型児童館が移動児童館として機能を発揮するなどして、児童館のない地域の子どもの遊びの機会を提供することが望ましい。

2 県内児童館の連絡調整・支援

県内児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を十分に発揮するために、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館の情報を把握し、相互に利用できるようにすること。さらに、県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の機能性を向上し充実を図ること。
- (2) 県内児童館の運営等を指導するとともに、児童厚生員及びボランティアを育成すること。
- (3) 県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。
- (4) 県内児童館の館長や児童厚生員等職員の研修を行うこと。
- (5) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。
- (6) 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図り、その事務局等を置くこと。
- (7) 大型児童館の活動の質を高めるために、積極的に全国的な研修等への参加機会を確保するとともに、都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換を行うこと。

3 広域的・専門的健全育成活動の展開

都道府県内の健全育成活動の水準を維持向上するために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むことが必要である。

- (1) 県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くの子どもが遊びを体験できるようにその普及を図ること。
- (2) 県内児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に努めること。
- (3) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等を公開すること。
- (4) 県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、計画的に活用すること。
- (5) ホールやギャラリーなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、子ども向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。

※ 用語等について

- ・ 「地域組織活動」とは、母親クラブ、子育てサークル等、子どもの健全な育成を図るための地域住民の積極的参加による活動をいう。
- ・ 「放課後児童クラブ」とは、法第 6 条第 3 項の 2 に規定する「放課後児童健全育成事業」をいう。
- ・ 大型児童館については、設置運営要綱において 3 つの類型が示されているが、本ガイドラインでは「A 型児童館」及び「B 型児童館」について記述している。

厚生労働省 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
「改正児童館ガイドライン（仮称）」の理解を促すための調査研究 成果
－「児童館ガイドライン」（平成 30 年 10 月）を理解するための確認ツールの開発－

「児童館ガイドライン」を理解するための確認ツール

～児童館の運営改善と活動内容の活性化のために～

平成 31 年 3 月

みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町 2 - 3

電話：03-5281-5275